

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料について照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、20 歳になったときから実家において父親が婦人会を通じて国民年金保険料を継続して納付しており、47 年ころは蓄えもあり掛け金に困ることはなかったはずである。

国民年金保険料を納付していたはずなので納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人が 20 歳になった年の昭和 37 年 10 月に払い出されており、申立期間及び申立期間後 60 歳に達するまでの間の 2 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、当時、同居していた申立人の兄夫婦は国民年金制度発足当初から加入し、60 歳到達まですべて納付しているほか、申立人の弟についても加入手続の時点で過年度納付が可能な期間はすべて納付し、その後 60 歳までの期間の国民年金保険料もすべて納付している。

さらに、申立人の兄夫婦及び申立人の弟の納付状況及び社会保険庁の納付組織団体の表彰資料から、申立人が居住していた地域では婦人会による納付組織が存在していたことを踏まえると、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、家族の国民年金保険料を納付組織により納付し、現年度に納付できなかった場合には、過年度納付により納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

国民年金の納付は、国民の義務だと思い、きちんと納めてきたつもりなのに、未納があるのは納得がいかない。

国民年金保険料は、私が妻の分と併せて市役所で毎月きちんと納付していた。納付書が送られてくれば納付しているはずだ。

裁定請求の時も未納については何も言われなかったのは未納が無かったからだと思う。

納付していたはずであるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料はすべて納付しており、国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間前後を通じて申立人の経済状況に大きな変化が認められず、当時国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間の前の期間において何度か納付書により過年度納付をしていることが確認できる上、申立期間についても昭和61年8月11日に納付書が送付されていたことが確認できることから、申立人は申立期間についての納付書を受け取っていたものと考えられ、受給を間近に控えた申立人の状況を考え合わせると、申立期間の保険料を納付書により納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 60 年 3 月まで

昭和 60 年 9 月ころ、両親が私の結婚に係る戸籍の移動手続について町役場に相談に行った際、窓口担当者から、私が国民年金に未加入であることを指摘されたことをきっかけに、結婚するまでに私の保険料未納期間を解消しておこうと、両親が、申立期間の未納保険料を役場で一括納付したと聞いた。未納とされている 42 か月分の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 10 月 6 日に結婚しており、一方、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が同年 9 月 12 日に払い出されていることから、申立人の主張どおり、申立人の結婚前に国民年金の加入手続を行っていることが確認できる。

また、当時、申立人が居住していた町では、役場窓口で過年度保険料の納付を申し出た場合、役場で過年度保険料を預かり、被保険者に代わって金融機関で当該保険料を納付する取扱いを行うこともあったという役場職員の証言もあり、過去の未納期間の保険料を役場窓口で納付したとする申立人の主張に不合理な点はみられない。

さらに、申立人の父親は、後日、申立人の妹についても、申立人の場合と同様に、結婚前に未納期間の保険料を役場で納付しようとしたがこれを受け入れてもらえず、申立人の場合とは取扱いが違ったとしており、このことに関し、申立人の妹の被保険者記録を見ると、同人の結婚が決まった時点では、時効にかからない期間は厚生年金保険の被保険者期間であることから、国民年金保険料を納付できなかったことが確認でき、申立人と申立人の妹につい

ての国民年金保険料納付に関する申立人の父親の説明は、基本的に信用できる。

なお、申立人は、資格取得年月日が昭和 56 年 10 月 8 日であり、20 歳までさかのぼって保険料を納付したことを母親から聞いたことから、同年 10 月分からの国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は 60 年 9 月 12 日であることから、申立期間には時効により保険料を納付できない期間が含まれている上、納付したとする時期は特例納付期間ではなく、また、当時、納付可能であった過年度分と現年度分の保険料納付に必要であった金額と、自営業であった申立人の父親が事務所金庫から準備したとする金額とがおおむね一致することを勘案すると、納付した保険料は、昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの期間とするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
国民年金の加入手続後、過去 2 年間分の保険料を分割で納付した。一緒に納めた妻が納付済みとなっているのに、私の分が未納とされている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料納付の意識が高いことがうかがえる。

また、申立人と申立人の妻には夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている上、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間を除く昭和 55 年 3 月から 56 年 12 月までの過年度保険料の納付時期が一致し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付している状況を確認できる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である上、当該期間については、申立人の妻は納付済みとなっており、申立人についても納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和24年8月1日、資格喪失日は、25年3月25日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係わる記録を訂正することが必要である。

なお、昭和24年8月から25年2月までの標準報酬月額については、2,500円とすることが妥当である。

また、申立人のB社における資格取得日は、昭和29年11月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和29年11月及び同年12月の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から29年10月まで
② 昭和29年11月1日から30年1月1日まで

申立期間①については、A社に昭和24年から29年の間に勤めていたと聞いている。会社も当時、社会保険に加入していたと言っているので、調べて欲しい。

申立期間②については、社会保険事務所が発行し、「資格取得日、昭和29年11月1日」と記載された厚生年金保険被保険者証を本人が大切に保管していた。社会保険事務所の処理日は30年1月になっているようだが、正式には29年11月1日から厚生年金保険に加入しているので、厚生年金保険被保険者期間として加算してもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA社に

において、厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、調査の過程で、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の記録が確認できたことから、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和 24 年 8 月 1 日、資格喪失日は 25 年 3 月 25 日と認められる。

なお、昭和 24 年 8 月から 25 年 2 月までの標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、2,500 円とすることが妥当である。

申立期間②について、同僚の証言により、申立人は申立期間②の当時、B 社に勤務していたと認められる上、当該事業所は法人格を有し、常時 5 人以上の従業員が勤務していたとの同僚の証言もあることから、当該事業所は厚生年金保険法の適用事業所に該当していたと認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管している B 社の健康保険厚生年金被保険者名簿では、当該事業所は昭和 30 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②については、適用事業所となっていない。

しかし、申立人及び申立人と同日に資格を取得した同僚 1 名が、当時社会保険事務所が発行した厚生年金保険被保険者証をそれぞれ保管しており、同被保険者証には、「資格取得日、昭和 29 年 11 月 1 日」と明記されている。このことから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 30 年 1 月 1 日に資格を取得した複数の同僚が同様の記載のある厚生年金保険被保険者証を保持していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和 29 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 29 年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額については、30 年 1 月の社会保険事務所の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月まで

社会保険事務所に私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月の期間の納付記録が見当たらないとの回答をもらった。

しかし、この当時の国民年金保険料は、居住していた地域の婦人会の納付組織を通して支払っていたことを覚えている。納付の証拠書類等は何も残っていないが、未納とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 50 年 6 月 20 日に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間のうち 45 年 4 月から 48 年 3 月までは時効により納付することができない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に係る国民年金保険料の納付記録と国民年金手帳記号番号の払出日を考え合わせると、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間は、過年度納付したものと推認できるが、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無く、当時の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は父の強い勧めもあり国民年金に加入した。当時は役場の担当者が集金に来ていたように記憶している。平成 19 年 10 月 5 日に年金記録について照会したところ、国民年金保険料の納付記録が無いとの回答をもらった。納付ができないので今一度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月 26 日に払い出されており、申立人の母親も申立人と同日に連番で払い出されていることから、二人は同時に手続を行ったものと考えられる。

しかし、申立人の母親は任意加入であるため国民年金の加入手続を行った当該月からの納付となる一方、申立人は、学生であった後の期間から納付が必要となるため、加入手続の時点でさかのぼって過年度納付したものの、申立期間については時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、保険料の納付については母親を通して集金人に納付していたとしているが、その母親は記憶しておらず納付状況は不明である上、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは第 2 回特例納付期間の最終月であるが、特例納付による納付をうかがわせる事情は見当たらず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年10月までの期間及び40年12月から41年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月から39年10月まで
② 昭和40年12月から41年9月まで

申立期間①については、私の母親が国民年金保険料を納めてくれたはずである。また、申立期間②については、私の妻が国民年金保険料を納めてくれたはずである。国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の母親が、国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しているため、当時の状況について証言が得られず、国民年金保険料の納付状況については不明である。

申立期間②について、申立人の妻が、納付していたはずであると主張しているが、申立人の妻も、申立人と同様に、申立期間当時、国民年金は未加入となっており、国民年金保険料を納付した形跡は無く、申立人の妻へのヒアリングにより、「国民年金に加入した後に夫婦二人分を納付したが、加入以前の保険料は納付していない。」との証言もある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間①及び②の後である昭和43年11月15日に払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、この時点で、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効となり納付できず、後年実施された特例納付により保険料を納付することが可能であるが、申立人がそのような納付方法により保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年3月まで

私は、中学校を卒業してから結婚するまで、叔母の経営する食堂で働いていた。私が結婚するまでの国民年金保険料は、叔母が私の姉とともに納付してくれていて、叔母の食堂に集金の女性が来ていたのも覚えている。姉の保険料が納付されているのに私の保険料が未納となっているのはおかしいので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和37年10月から結婚した41年3月までの国民年金保険料について、申立人の叔母がすべて納付していると主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で42年5月24日に払い出されていることが確認でき、払出日より前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は、昭和41年6月1日となっている上、昭和41年度の領収証書により国民年金保険料が1年分一括で41年7月27日に納付されていることが確認できることから、この時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、直接関与していない上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 517

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から同年 11 月まで

私は、A社に入社して、社会保険事務所へ手続に行った時に同事務所の職員から「3か月の空白を埋めることができる。そうしないと、B社で納めた分が無駄になる。」と言われて納付書をもらい、後日、社会保険事務所か市役所に保険料を納めに行った。その時に「ちゃんと手続をしておく。」と言われた。さかのぼって納めたので国民年金手帳はもらっていない。納付書が複写だったので、社会保険事務所か市役所に控えが残っているはずだから、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職後、A社に入社するまでの3か月間について、社会保険事務所で納付書の交付を受け、国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、かつ、申立人が所持する年金手帳の国民年金に関する手帳記号番号及び資格取得日に関する記載が無いことから、申立人は国民年金の加入手続を行っていなかったと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで
昭和 29 年に就職し 33 年に退職するまで、継続して A 社に勤めていた。
途中の約 2 年間記録が無いのは、全員が資格を喪失していたためということだが、間違いなく働いていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における同僚の供述から、申立期間当時、同事業所が継続して事業を行っていたことは推認できるが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、申立人を記憶している者がおらず、証言を得ることができない。

また、社会保険事務所に保管されている A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同事業所が昭和 30 年 7 月 1 日に適用事業所でなくなった後、32 年 8 月 1 日に再度適用事業所となったことが明記されており、申立人を含め当時同事業所に在籍していた被保険者に係る厚生年金保険の資格喪失日や取得日に関する被保険者記録にも矛盾点は無いため、申立期間について同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
大学在学中にA社に正社員として入社したのに、厚生年金保険が適用されていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言及び申立人から提出された同社における申立人の身分証明書から、申立人が同社に勤務していたことは確認できるものの、社会保険事務所が管理しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立期間に申立人に対して健康保険被保険者証が発行された形跡は見当たらない。

また、申立人は「A社の仕事を紹介してくれた大学の先輩も正社員であり、その先輩が辞めた後、彼の仕事をそのまま引き継いだ。」と述べているが、社会保険事務所が管理しているA社の同被保険者原票には申立人の当該先輩の名前が見当たらない上、申立人と勤務形態の同質性が高いと推認できる申立期間当時大学生であった元同僚も、同被保険者原票には名前が見当たらない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、A社は既に全喪しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。